



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.66

発行：東濃西部広域行政事務組合

子の未婚は親の責任？

未婚化や晩婚化を背景に、親が子の代理としてお見合いができる結婚相手紹介サービスが提供されるようになってきており、親への訪問や電話勧誘が増えています。

実際に、消費生活センターに寄せられる相談の半分は親が関与する契約であり、「子が結婚しないのは親の責任だ」と強引に契約を迫られる勧誘や、「子に話すと反対されるから内緒にするように」等、結婚の当事者である子に相談しないまま契約させられるトラブルもあります。

2ヵ月以上かつ5万円を超える契約であれば、クーリング・オフや中途解約の制度があります。



ほんとーに
こんな相談ありました



探偵事務所へ依頼する行動調査契約の際に、高額だったのでクレジットカードで支払うことにした。事業者は私のクレジットカードの表裏の写真を撮った。

クレジットカードには16桁のカード番号と3桁または4桁のセキュリティコードが記載されています。クレジットカード番号・セキュリティコードは実際にクレジットカードを持っているカード会員のみが知ることのできる情報のため、不正利用対策を目的としています。この2つの情報を他人に教えるということはクレジットカードの自由な利用を許可したも同然です。クレジットカードの支払いの際にはコード情報に十分気を付けましょう。

3月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	18件
訪問販売	15件
訪問購入	0件
通信販売	27件
連鎖販売	11件
電話勧誘	0件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	41件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業